

始



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4



特249

445

15

300

軍需會社法解說

軍需省總動員局監理課長

陸軍主計大佐 平井 豊一氏述

愛知縣商工經濟會

は し が さ。

航空機の割期的増産を目的とする軍需會社法は第八十三議會を通過、昭和十八年十月三十一日公布、同年十二月十七日施行せられ、翌昭和十九年一月十八日同法第二條第一項の規定に依つて百五十の會社が軍需會社として第一回の指定を受けた。本會に於ては同法の周知徹底を圖る爲昭和十九年一月二十一日名古屋軍需監理部と共に軍需會社法懇談會を開催したが本冊子は關係各位の参考に資する爲右懇談會の席上軍需省總動員局監理課長陸軍主計大佐平井豊一氏の御講演の速記を同氏の御校閲を経て刊行したものである。

特249
300

軍需會社法解説

軍需省總動員局監理課長

陸軍主計大佐

平 井 豊

一

私は軍需省の平井であります。一時間で御説明しろといふお示しでありますので要點を申上げまして、後三十分忌憚ない御質問を承はりまして私の知つてをります限り御説明したいと思ひます。條文に入ります前に全体のことを十分許り申上げます。

軍需會社法が施行になりましたのが十二月十七日でありますからもう既に十分御了得のこと、思ひますが、活字にてをらない部分で、まだ相當御説明しなければならぬ分がありますので、本席では活字になつてをらぬ分を主として御説明したいと思ひます。先づ第一に御説明致しますことは軍需會社といふものは何か陳情して指定して貰ふものといふやうなお考へがありまして、具体的にも一昨日私の所へ某會社の代表者がお出でになりました。私はそれはいけない、軍需會社といふのは陳情で指定して貰つたり悪かつたら取消されるやうなものではないのであります。即ち恩典を附與せられたものでもなければ、名譽を與へて貰つたものでも褒美を與へて貰つたものでもない、現下の戰局に對處する爲に極めて短かい時間に戰力就中航空戰力を中心として飛躍的な増強を圖る爲にどうしても此の法に據らねばならぬといふことを政府が認められまして、各會社に軍需の生産に當つてをります企業体に於て國家性を附與して生産責任制を確立するのであります。これは企業体に對する責務の一

賦課であつて、褒美でもなければ良い會社といふ格付けでも名譽の表示でもありません。従ひまして今回百五十の會社が第一回に軍需會社として指定になりました、關係各省相談の上第一回會社の選定方針を三つ決められました、これは一月の十七日軍需省當局談が新聞に出てをりますから御存知だと思ひますが、此際の第一回指定に漏れてをる重要な事業が幾つもあります。例へば航空機生産になくてはならないやうな電氣の事業に付きましては一つも第一回の軍需會社になつてをりません、石炭然りであります、石油、鑛山然りであります。従ひまして軍需會社に指定になつた會社がヘマをやりましてこれを取消すといふやうなことが出来て後はどうでもいゝといふやうなものではあります。若しも某會社の生産責任者、生産擔當者は代つて頂きましたと云ふ迄も設備能力を百パーセント以上磨かせて全力を擧げねばいけません。ですから取消したらもう宜しいといふやうな生侵しいやうな考へで軍需會社は指定せられたものではありません。ありますから軍需會社になつたからとてそこに驕つた氣分、浮つ調子の氣分は絶対にいけません、同時に指定されない會社も決して卑下する必要もなければ、悲觀する必要もない、また重要企業から落伍した譯ではありません。只軍需會社に指定せられるのはいろ／＼の順序があります、第一回は百五十、第二回は恐らく四五百になるでせう、日本に於ける重要な事業は軍需會社になる部分が多いのでありますそれにはいろ／＼な順序があります。その順序についての大要のことはこれから御説明したいと思ひます。

それではその軍需會社といふのはどういふものか、これは法文に書いてありますから活字になつてをる所は觸れませんが一番大事な所は法律の第三條であります、法律の第三條に軍需會社の責務が明瞭に書いてあります。この法律の第三條に定めました責務を遂行することが軍需會社が國家から與へられた生産責任制の確立といふことであります。此會社といふ企業体に與へました責務を遂行する人間が生産責任者といふ代表者であります、生産責任者は會社に一人であります。

生産責任者といふ資格にはこれは公私の二つの資格があります。公の資格と致しましては軍需會社の代表者として業務を總理致しまして政府に對して責任を負ふのであります、株主に對して責任を負ふのではありません、政府に對して責任を負ふ、従ひまして其の職務遂行に懈怠がありまして怠けて居りますれば政府からこれに對して懲戒をするのであります。これが生産責任者の公的な地位であります。勿論私法上の地位と致しましては會社の代表者であります、代表取締役でありますことは施行令の第六條の第一項に書いてあります。生産責任者が會社の代表者であるのは施行令第六條第一項に依りまして、丁度日本發送電の總裁とか満鐵の總裁とかといふやうな所謂特殊會社即ち法令に依つて設立せられた會社の總裁、社長と同じ書方であります。第六條第一項は生産責任者であると同時に會社の代表取締役であります、従ひまして指定を受けられました會社は十七日から二週間以内に生産責任者を選定せられて登記役場に登記になりますと、生産責任者の登記は代表取締役を選んだのと同じであります。生産責任者の代表權は政府に對する公的な代表だけであつて會社の私法上の代表權は無いといふやうなことを私の所へ來て言つた人がありますがこれは大間違であります。生産責任者は其の儘會社の代表取締役であります、代表取締役であるから生産責任者として登記するのであります。先日も或る會社から今度新しい新株を出すので株券に生産責任者平井何某と書くがいゝか代表取締役何某と書くがいゝかと云つて私にお尋ねになりましたが、それは代表取締役と書く必要があるならば代表取締役と書いてもいゝが、生産責任者即代表取締役だから生産責任者と書いて貰つてもいゝと云つておきました。だから生産責任者代表取締役と書けばこれは親切過ぎます生産責任者平井何某でも結構であります、生産責任者なら丁度満鐵總裁何某と書かれて隣りに代表取締役と書かれるときであります。この意味に於きまして軍需會社は民有民營の思想であります、企業の國家管理といふやうな意味に於けるものではありません。從つて商法で出來ました會社は其の儘軍需會社になるのであります、生産責任者の代表權の所で少し異つて参ります。即ち軍需會社の代表者である生産責任者は特殊會社の總裁、社長と同じ様な法令の書方に依つて代

表權を得てをります、茲が單なる商法で出來ました會社と少し異ふ所であります。軍需省と致しましてはなるべく商法で出來ました會社の性格に變更を加へないで國家性の明確化を圖らうと致しましたが、どうしても生産責任者を代表者にするのには施行令第六條第一項の如き定あるを必要としたのであります。此の意味に於て生産責任者は特殊會社の總裁、社長と同じ様なものだといふ所に普通の會社に稍少しではあります、特殊會社的な意味を持つてをります。

次に生産擔當者であります。生産擔當者も亦これは公的の地位と私的地位とあります、公の方から申しますとこれも亦政府に對して責任を負ふものであります。只生産責任者と違ふ所は生産責任者の指揮に従つて擔當業務を遂行する上に於て責任を負ふものであります。これは法律の第五條に詳しく述いてあります。私的地位と致しましてはこれは施行令の第八條に書いてありまして最少限支配人と同等の職務權限を持つやうに施行令でハツキリ定められてあります。但し生産擔當者は支配人ではありません、支配人とどこが違ふかと申しますと支配人は本店と支店とに置くべきものであります、これは商法で定つてをります。生産擔當者は軍需會社法第五條に依りまして本店と工場、事業場に置くものであります。但し支店には置きません。只支店が偶々工場事業場にある場合はそこに偶然生産擔當者が支店に居つたやうな形を呈しますが、これは支店と工場、事業場が偶々同じであつたといふ偶然の結果であります。職務權限でどれだけ違ふかと申しますと支配人は其の會社の業務といふ範囲で職務權限が定つてをる、生産擔當者は其の會社の營む軍需事業に關して定つて居ります。その書方が違つてをるだけであります。恐らく實質的には其の工場長が生産擔當者になられましたときには同じ事だが法文の書方が少し違つてをる。でありますからこれも施行令の第八條に書いてあります生産擔當者が偶々支配人である場合には兩方二つの資格を持ちます、支配人として登記をし、生産擔當者として登記を致します、これが生産責任者の場合と違ひます。生産擔當者と生産責任者に付きまして尙詳しく申します。

其の他に軍需會社の營む軍需事業に從事致しますものは厚生省令で定められてをりますやうに國家總動員法に依る徵用

と看做されます。そして之等の從業者も亦軍需會社に從事致しますものは國家からまた懲戒を受けます。生産責任者と生産擔當者との懲戒と違ふ所は從業者については、生産責任者又は生産擔當者の具狀、生産責任者から言つて來たときに懲戒致します。生産擔當者と生産責任者は天降りに懲戒が出來ます、只其の時は生産責任審査會に附議するといふだけであります。從業者に付ては生産責任審査會に附議致しません、さうして懲戒の内容も生産責任者と生産擔當者には解任と譴責であります、所謂首を齧ることがあります。從業者のときには解任はありません、譴責と訓告であります。こゝで問題なのはそれでは從業者に對して生産責任者が制裁出来るか出來ないかの問題であります。會社の代表者が雇傭契約に基きまして會社内部に於て從業者に制裁を加へることは何等否定してゐません、それは別問題であります。國家が從業者に懲戒を與へ、國家が生産責任者、生産擔當者に懲戒を與へる、斯ういふやうな意味に於ても亦軍需會社には國家性が明確にせられてをるのであります。従ひまして從來の工場、事業場の管理令とどういふ所が違ふかも後で又申上げます。

斯ういふ様な軍需會社でありますから、それに對して大きな責任が加へられてをります、その責任を果す上に從來の法令の其の儘の規定では困る、又責任遂行に十分腕が振へないといふことがありますので、商法其の他の法律勅令に對して特例が設けられてをるのであります。之等のことも後で御説明致しますが決してこれは資本と經營の分離、指導者原理といふ例の經濟新体制確立要綱の時に大いに世間で議論せられました經濟思想的な、即ちイデオロギー的の問題ではあります。斯くしなければ生産責任者が思ひ切つて政府の若くは國家の要請に應する生産を擧げることが出來ない、擧げるに不適當だといふので株主權の行使についても或る程度制限が加へ得ることとしてあるのであります。資本と經營の分離とか、指導者原理とか、經濟思想的の所産では軍需會社法はありません。若い方々にさういふやうなことを云つて話してをられる方があると聞きましたが決してさういふものではありません、現在政府が豫定してをります航空戰力を中心とした物的戰力を或る水準までに極めて短期間に上げるのにはこの方法よりないといふことで定められたのであります。經濟

思想的の所産でないことをハツキリ頭に置いて頂きたいと思ひます。

大休全般的な説明はこれ位に致しまして次に法律の細部に入りますが、その前に十二月十七日施行せられました軍需會社法、其の施行令、施行規則の全般に付きまして御説明を致します。

軍需會社と一應謂ひ得るものが三つあります。正確な意味の軍需會社と、軍需會社法中必要の規定を準用せられますものと二つあります、準用せられるものゝ中に又二つあります。其の準用せられるものゝ中の一つは軍需事業を營む會社以外のものであります。軍需事業といふのは施行令第一條に定められてをります。この説明は後で致しますが、軍需事業を營む會社、これは本當の軍需會社であります。軍需事業を營む會社以外のもの、例へば營團とか、個人とか、組合とかいふやうなものであります。それに付いても軍需會社法中必要な規定が準用せられます。但しこれは勅令の定むる所に依つて準用せられます。もう一つ準用を受けるものは施行令第一條に掲げてあります軍需事業は營まないが、軍需充足上必要な事業を營む會社及其の他のものであります。例へて言ひますならばこれはまだ私の私見でありますから政府の決定と御理解願ふといけませんが交通とか、輸送とか、配給とか、倉庫といふやうな仕事をやつてをります。それは軍需會社法第二十二條にその事が書いてあります。而して今度の施行令といふ勅令に於きまして軍需事業を營む會社以外のものに付ても準用は其の第三十條に定めてあります。軍需事業は營みませんが軍需充足上必要な事業を營むものに付ての準用は今度の勅令では定められてをりません。これは單にこの條文を斯ういふ風に準用するといふだけではいけません、配給統制會社に生産といふことはない筈であります、可なり條文を書直さなければ準用が出来ませんので別に勅令の御制定を仰ぎまして準用することに政府の方針は定められてをります。第一回に指定になりました百五十社は全部會社であります。軍需事業を營む會社以外のものはまだ入つてをりません。將來は會社以外のものも指定せられることがあると思つて

をります。

次に今度の施行令で定められてをらないのは法律第十條の勤勞管理と資金經理に關することでは詳しく定められてをりません。ことに勤勞管理と資金調整に付きましては別個の勅令を御制定願ふやうに準備が進められてをりますが、取敢すことをする、例へば二直制で二十四時間ぶつ通し作業をする場合の勤勞管理に關する命令若は處分が必要だといふやうなことがありますので、さういふときに應するだけの爲に施行令第九條に主務大臣は命令が爲し得るやうになつてをります。資金調整に付きましても取敢すの措置が必要でありますから施行令第十條に主務大臣が命令し得るやうになつてをりますが、此の他にもつと詳しく軍需會社に付ては特別の取扱が出來ますやうな勤勞管理に關する勅令と、資金調整の勅令が御制定になるやうに審議が進められてをります。

もう一つ今度の施行令以下で定めてないのは軍需會社法第十一條關係の事があります、これは協力關係設定に關する命令であります企業系列の問題であります。親會社と子會社、子會社と孫會社、親會社と孫會社といふやうな關係を律する爲に命令を出すことが出来ます。これは軍需會社法第十一條だけで他に何等の規定を要せずして其の儘どんなことでも主務大臣は命令し得ますから施行令にも、施行細則にも何等定めてありません。法律第十一條から直ぐ其の儘主務大臣は軍需省なら軍需大臣は所管の各軍需會社に對して、若くは軍需會社と協力關係にある會社其他に對して命令が出來ますから何も定められてをりません。では法令の内容に入りました御説明致します、生産責任者から御説明致します。

生産責任者は一つの會社に一人でありますが、一人の人が數箇の會社の生産責任者を兼ね得るかどうかといふ問題であります。原則と致しましては一人一事業主義、これで一つ思ひ切つて専念して頂きたいのが政府の方針であります。併しながら日本の從來の現状から見ますといろそゝの理由で有力な財界人、產業人は數箇の會社の代表者を兼ねて居られることが實際であります。又兼ねた方がいゝ場合があります、兼ねても差支のない場合がありますので一人の人が數箇の會社

の生産責任者を兼ねて何等差支がないやうな立派な方のとき數箇の會社を兼ねた方が却つて生産増強上都合が好いとき、例へば姉妹會社とか、親子會社の場合などは兼ねて頂いてもいゝといふ方針に定められてをります。しかして、生産責任者は株式會社でありますならば取締役の過半數の同意に依つて選ばれるのであります。選ばれる者の資格は何等定めてありません、誰でもいゝ譯であります。誰でもいゝ譯でありますが政府の方針と致しましては會社といふ有機體が全体的な活動をし、人の和を得て生産増強に一路邁進して頂く爲に生産責任者の選任上會社の有機的活動に龜裂を與へるやうなことではいけないといふ風に方針が定められてをりますから社長が會社の代表者であるならば要するに社長が生産責任者として多くの場合選ばれて來ることを希望致しますが、これはどこまでも會社が全休として人の和を得て活動し御奉公して行くといふことがいゝといふ點から、社長を選ばれるのを望みますが然らざる場合一應人の和を得ても他の方面に於て生産増強上欠くる所がある生産責任者ならば社長を選んで來たからといふので、主務大臣はそれで結構といつて承認する譯ではありません、それでありますから、軍需會社法の第四條の終りの方に政府即ち主務大臣は何時でも生産責任者の解任を命じ得るやうになつてをります。これは傳家の寶刀であります、無暗に抜くものではありませんから會社と致しましては恐らく立派な社長其の他が居られるから斯ういふ方々が生産責任者になられることを原則として希望致します。さうでないときは傳家の寶刀を抜き得るやうになつてをります。また指定令書を貰つてから二週間以内に生産責任者の選任がないときには政府が任命致しますが任命する者の資格は株式會社の場合には制限してありませんから誰でもいゝ譯であります。社長に非ず代表取締役に非ざる者が生産責任者になつた場合にはどうか、その場合でも施行令第六條第一項に依りまして當然生産責任者は其の選ばれたとき、任命せられたときから代表取締役でありまして、他の者—生産責任者以外に代表權を持つてをつたものゝ代表權は無くなります。假に社長が生産責任者になられなかつたときは名前は社長でも代表權のない社長まあ謂はゞ名譽社長であります。さうして登記の手續と致しまして生産責任者以外の代表取締役に登記の變

更をするやうに司法省から登記官廳の方に文書が行つてをります。

次は生産責任者の任期であります、生産責任者は無任期であります。任期はありません、これは軍需會社法施行令を見て頂くと、この精神が現はれてをりますが、疑問があつてはなりませんので施行規則第四條に書いてあります。施行規則の第四條に生産責任者の任期は無期限といふ意味の詞がハツキリ書いてあります。而も生産責任者は勝手に辭職することが出来ません、これは施行令第七條に書いてある。辭表を出すことは構ひませんが、辭表を出したからといつて責任の地位にはもうゐないものだといつて逃げられることは出来ません、主務大臣が認可しなければ生産責任者といふ政府に對す

る責任を負つてゐる地位から去ることは出来ません。何故さうするか、生産責任者が任期を氣にして腰が浮いたり、早くこの仕事を終つて仕舞はふとか、焦つたりしてはいけませんので無任期であります。但しいろ／＼の事由がありませうから辭表を出される場合は詮議して、認可を絶対せぬといふ場合はありませんが、制度としては無任期であります。でありますから個人が軍需會社法の準用を受けて指定せられた場合は、個人が生産責任者の地位を退くと一緒でなければ事業主の地位を去ることが出来ません。個人の場合は事業主が其の儘生産責任者になるやうに施行令第三十條に書いてあります。だから自分が辭めたら責任者の地位は御免といつて、勝手に生産責任者の地位を去ることは出来ません。例へば合名會社合資會社の社員とか無限責任の社員の場合でも同じであります、生産責任者の地位を去ると一緒でなければ社員の地位を去り又は無限責任社員の地位から有限責任社員の地位に變ることは出来ませんといふことが規定されてゐる、どこまでも生産責任者は自分勝手では退くことが出来ないやうに、施行令ではハツキリ定められてをります。

次に生産責任者の責任の基礎は多くの場合に於て、生産命令若くはこれに準する命令が出て來ると思ひます。總ての軍需會社は命令が出なければ責任がないといふものではありませんが、この生産命令といふものはどういふものか、生産命令で大きな數字が頭から下されても、生産責任者は溜らぬといふので生産力を内輪々々に官廳側に届けて置かう、若くは説明して行かうといふ態度はこれは絶対にいけません。それで又官廳側と致しましても生産命令はなるべく實情に合ふやうに出すといふのでは此際大幅に生産増強をしなければならぬ場合の生産命令としては不適當であります。總理大臣が度々言はれますやうに、一億國民總員戰鬪配置に就きまして、不可能を可能にして生産増強をしなければならぬ時機でありますから、生優しい數字の生産命令ではない譯であります。さういふ難かしい生産命令を寄越して置いて會社の代表者許り口ベタを叩かれても生産は舉らぬといふやうなお考へが出て来るかも判りませんが、さういふ風にこの軍需會社の生産責任制を考へられては不適當であります。どう考へるか、結局全智全能を傾けて生産増強に御奉公せよといふこと

であります。努力目標が加へられた現在の生産能力の倍の生産命令が出ましてもこれは命令であります。出來ても出來ぬでも真直ぐにこれに向つて邁進するのであります。政府が罰するか褒めるかはこれは人事を盡した後のことであります。人事を盡さないで褒められるか、叱られるかを心配してゐるやうなことでは軍需會社の生産責任者ではない、従つて主務大臣が懲戒をし或は褒めます場合に、單に生産命令の數字と實際出來上つた表の數字だけ合せて、機械的に子供が學期末に通信簿を貰つて來るやうな生産責任制ではない、さういふ表面的數字のみに蟠つてゐるではありません。勿論生産命令の數字は好い加減のものではない、然しそれのみで生産責任者を懲戒し褒めるものではない。政府は生産責任者がこの戰局に應ずるやうな一億戰鬪配置玉碎の氣分で全智全能を傾けて居られるならば、生産命令の數字に可なりの幅があつても褒められる場合がある、生産命令の數字に假に一致してをりましても、其の會社に於けるやり方が餘分の動力を使ひ、ダラけ切つて單價の切下げを十分してをらぬ場合は、偶々生産命令の數字に偶然一致したとしても必ずしも褒められは致しません。で何處へ行きましても責任責任といふことばかり心配せられます、生産責任制の責任といふのは處罰をする爲の責任ではないのであります。だからよく此間も航空關係の方が東京の軍人會館に集られたとき遠藤航空兵器長官閣下は「私は數十年軍人で居る、陸軍には陸軍刑法あり、隨分いろいろ／＼ないざといふ時に處罰を受ける規定があるが、私は一べんも心配したことはない、元來陸軍刑法なんか讀んだこともない、讀む必要もない、誠心誠意全力を盡し人事を盡し、全智全能を傾けて御奉公してをれば制裁規定なんか讀む必要はない、寧ろ制裁規定といふやうなものは勉強する者を助けるものだ、怠けてゐる者と怠けてをらない者の間にけじめを付けるのである、一生懸命御奉公してゐる者は良いものである、即ち怠けてゐる者と怠けてをらない者は苦しい規定だ、けれども本當に御奉公する者には却つてこには有つても無くても心配の種にはならぬ」と言はれましたが、軍需會社に於ける生産責任制もさうであります。軍需會社の多くの場合には結局會社自体では出來ない、資材、勞務、動力、副資材全部官廳側の手配がなければ出來ないから、

私の方の責任と云つても駄目だ、軍需監理部とか監理官に責任を持つて貰はねば困ると云はれます、軍需會社自体としてやるべき範圍に於て全智全能を盡すことの責任でありまして、他の方にわき目をしたり後ろを向くことでは駄目です。驕ぐらに走るのであります、リレー競走です。バトンを落さないやうにして驕ぐらに走るのであります。後ろを向いたり横を向いたりしてをつては戦争に勝てません、戦争に勝つやうな戦力が出来ません、生産責任制のネットであります。官が悪い、輸送會社が悪い、配給會社が悪い、電力會社が悪いと云つて横を向いたり、後ろを向いてをるやうな生産責任者では駄目であります。これは先日の第一回の軍需會社指定の時に總理大臣閣下がお示しになつた所の責任感に透徹せよと云はれる所であります。勿論軍需省も、軍需監理部も又、直接工場、事業場に參りまして、監理事務を擔當致します監理官も一生懸命生産責任者の責任遂行に協力致しますのは當然であります、それらの官吏は何にもしてくれない俺の方にのみ不能なことばかり強いるといふので、傍目をし後ろを向いて生産責任者の責務遂行を誤まるやうでは駄目だといふことを強調したのであります。

次は生産擔當者であります。生産擔當者が生産責任者と違ふ所は生産責任者の部下である所であります、生産責任者の指揮の下にあります。其の數とか任命の方法等は總て生産責任者に任せてあります。只置く場所が本店と工場事業場、職務權限の範圍が少し幅が違ふが支配人と同じ様な職務權限を持ちます。茲に問題なのは本店に生産擔當者を置くのはどういふやうな場合か、三菱重工業のやうに飛行機をやり、造船をやる所では造船部門の本社に生産擔當者、其の下に造船所の現場の生産擔當者が恰度師團長と聯隊長といふ形になります。或は又或る會社では、材料資材關係だけを擔當して全工場に配當してをるといふやうな機構を持つてをられる所がありますならば、其處では資材係の重役を生産擔當者にする方がいい、といふ風に考へられる場合があるかも知れないが、こゝにいけないのは本社の生産責任者の下に居る部長全部を生産擔當者にして生産責任者が其の上にどつかり坐つてをるやうなことではいけない。部下を全部生産擔當者に廻してをるあります。

から私の言ふことを聞かずにはやつたか知れませんといふやうな生産擔當者の配置をしてはいけない、どこまでも生産責任者の責務遂行上これが宜しいといふ場合は生産擔當者を置くことが出来る、又政府は生産責任者に生産擔當者を置くべきこと、又は解任を命ずることが出来るやうに、軍需會社法第五條には定めてあります。但し本社と工場とが一つの場所にあつて何も別に生産擔當者を置かなくとも社長兼工場長といふやうな所は、強いて生産擔當者を置く必要はないそれは生産責任者のお考へ一つであります。只どう考へても本社から隔つてをる所は現場處理に其他の軍需監理官と協力してやる場合に何でも委せて置くことは出来ませんといふことでは不便だから、さういふ所には生産擔當者を置いて頂かねばならぬ、さういふ場合に生産擔當者を置くことを主務大臣が命ずることが出来るやうに軍需會社法第五條で定めてあるのであります。

軍需會社法施行令の十九條、二十條、二十一條といふのは株主権の行使に關する制限であります。第十九條は特別決議即ち資本金の半額以上に當る株主が集つて、過半數で定めるといふ特別決議を普通の決議で宜しい、集つて來た株主の過半數で宜しいといふ簡略方法を定めたものであります。二十條は所謂原案執行であります。二十一條は原案執行よりももつと省略であります、株主總會を開かんでも宜しいといふのが第二十一條であります。斯ういふ規定をしてありますのはいざといふ時には生産責任者はどの方法を探つても政府の命令に依る生産を擧げる爲の道具立であります、生産責任者に與へた七ツ道具であります。で原案執行で行くか、もう株主總會を開かんで行くかは生産責任者の判断で行きます。さうして第十九條は認可も何にも要りません、第二十條は認可を要します、第二十一條は認可だけではまだ廣過ぎるので主務大臣からの命令を遂行する爲に必要な場合といふ條件が加つてをります、狹めてあります。第二十一條は一般株主権の行使に對する大きな強い特例であります、これとも一々株主總會を開いて話してをれません、一つの飛行機を作るのに何十何日掛けるこれを千機作る、その資金調達と設備の擴充を圖るのに一々株主總會を開いて話してをれぬ、特に生産責任

者が自分で思ひ切つてやる必要がありますので、第二十一條も定められてをります。之は決して先程申しましたやうに資本と經營の分離ではありません、生産責任遂行上の七ツ道具として與へられてをります。

施行令第二十三條には色々な書類の謄本とか抄本の交付とか検査を拒むことは出来ないやうになつてをります。閲覧を拒みましては會社の中が暗闇になつて仕舞ひますので、これでは全く株式會社としての性格を無視したことありますから、閲覧は拒否が出来ないといふことになつてをります。

施行令第二十五條、第二十六條は統制取締法規の適用の排除若くは特例を設くる規定で第二十五條は法律に付て第二十六條は勅令に付てであります。之等に付きましては、差當り施行規則の別表一及二に定められてをりますが、逐次幅を大きくして行かれる筈であります。軍需會社に甲乙丙といふやうな段階がありますれば、此の法規の適用を外すことも樂であります。又、豫備指定的のものがありますれば、法規の適用排除の準備を致しまして大幅に特例を設けることが出来ます。さういふ軍需會社の中に格付けをしたり、段階を設けることは不適當だといふ政府の方針で施行令が出来ましたから規則の上にはまだ大幅には特例が出来てをりませんが、今後の軍需會社法の圓滑なる運用、軍需會社に指定せられました會社の實際の運営が巧く行きますれば、數年間掛つて築き上げて來た日本の統制經濟が大丈夫といふ見透しが出来れば、特例を設けることも大幅にならうと思ひます。軍需會社法の施行に關する法令を審議せられました場合に考慮せられましたことは、生産責任制の確立は勿論であります。これは眼目であります、それと併せて考へられたことは統制取締の法規をなるべく適用しないで、思ふ存分働いて貰ふといふことであります。もう一つは經濟上の不安―難かしいことばかり言つて來る、これでは採算がとれぬといつて貰はぬでもいいやうに、經理上の不安から解放するといふので、株主の發言権は制限するが配當は上げますといふ風にすることを考慮してをります。これは軍需會社法第十三條に定められてをります。第十三條の施行に付て如何に定めましても、やはり皆さんからこれは結構といふ風に云はれるまでには出来てをります。

せんが、方針としては出来るだけ價格政策で經理上の不安除去のことを講ずる、飛行機なら飛行機の調辨價格で出来るだけ經理上の不安を除去する、それが出来ないものに付ては補助金の交付、損失の補償をしやうといふのが政府の方針であります。只一般物價水準に影響があつてなりませんし、軍需省の飛行機の調辨豫算と申しましてもそこには自ら制限がありますので、何でも幾らでも言ひなりに出すといふことは出来ないと思ひます。けれども經理上の不安除去に付きましては充分考慮し、而もそれに向つては敏速適切にやる、今までのやうにさういふことで澤山書類は出ますが忘れた時分に金を貰へる、何々役所から金を取りに來いと云はれて行つたら、三年前の補助金であるといふやうなことではいけないので斯ういふ條項を定められたのであります。

次は監理といふことです。軍需會社法に於ては監理といふことは明かに定めてありませんが、軍需會社法の中で政府が監督し、指導し、援助するやうな條項を全部拾ひまして監理といふ考へ方が出來てをりますが、之は工場事業場監理令の管理とは自から異なるものであります。實際それでは監理官のやうなものはないかと申しますと、監理事務を擔當する監理官が會社に派遣せられる場合があります。只軍需會社には工場事業場管理令に依る勅令で定められた監理官はありませんが、軍需省には全國にあります九つの軍需監理部長が其の監理部に在職せられます。軍需監理官にこれこれの會社の監理事務の擔當官といふことを命ぜられる、その場合にその職務の範圍も此の會社に行く平井にはこれだけ、平井は未だ新米だからさうは委せられない、他の者にこれは委せても宜しいといふならば、大幅の職務範圍を委せられまして監理事務を擔當する、それが直接軍需會社の生産責任者、生産擔當者と現場的に協力をして行く。勿論軍需監理部長は軍需大臣の分身で軍需省の第一線戦闘司令部であります、軍需監理部長には大幅の監理の仕事をお委せになつてをりますが、直撃現場に参ります監理事務擔當官には軍需監理部長が自分の有つて居られる權限を全部やられる場合と一部やられる場合と、或はお前が行つて連絡して來いといふ場合があります。いろ／＼實情に即してやられるから從來の工場、事業場の

監理官のやうな一律的なものではないと思ひます。どこまでも現場處理を重點にせられると同時に必要以上の干渉——勿論悪い意味ではありません。善意の干渉がましいことをして、生産責任者の責任遂行を阻害するやうなことがあつてはなりませんので、軍需監理部長はさういふ風にして監理事務擔當官をして、思ふ存分働くやうな實情に合ふ様に方針が定められてをります。さういふ現場に參りまして監理事務擔當官や、軍需監理部長御自身並に其の直接幕僚であります軍需監理部の方々と生産責任者や生産擔當者が協力して行くといふことが大事でありますから、第一回の軍需會社指定の場合に東條總理大臣閣下の御訓示にも、各軍需會社の生産責任者や生産擔當者は監理事務を擔當する官吏と密接に協力してやつて貰ひたいといふことを言はれたのであります。よく世間では惡代官のやうな監理官が来てはとても堪らぬといふことを云はれます。さういふことはどういふ所から出たのか知れませんが、軍需會社の運営にはさういふことは絶対にないやうに注意せられます。勿論戰爭中でありますから或る場合には嫌なことも厳しいお示しも絶対ないとは申しません。だが、それはどこまでも一緒に御奉公するといふ氣分でせられる事であります。若い比較的經驗のない擔當監理官が本当にどこから見ても適當でないやうなことがあつてはなりませんので、その點は軍需省と致しまして九つの戰鬪司令部である軍需監理部が出來、其所に軍需大臣の分身者である軍需監理部長が居られるのであります。

最後に軍需會社の場合と工場事業場管理令の場合の差を簡単に申上げます。軍需會社はどこまでも本店から行きます、少し語弊がありますが本店から網をかぶせます。工場事業場管理令は工場事業場に網をかぶせるだけであります。軍需會社は若干性格を變へまして生産責任者に代表權を與へ、其の他國家性の附與等が行はれます。工場事業場は只それを管理するだけであります。それを管理する、監督する、指導するだけで中のものは變つてをりません。さうして軍需會社に付ては生産責任制の確立の爲にいろいろの手が打つてあります。それは法文を見て頂ければ判りますし、先程も御説明したやうな各種法令に對する特例が作つてあります。工場事業場管理令はそこまで行つてをりません、でどこまでも軍需會

社は思ふ存分に生産責任者を中心として、會社自身が國家の要請に應じて責務を遂行する所にあります。管理工場は勿論その意味でやられましたが、管理工場、事業場では監督指導が強く出てをります。勿論軍需會社の方の場合に於きましても監督も指導もありますが、法の精神と致しまして生産責任者以下の責任者が思ふ存分働くやうな考へ方で全法文が出来てをります。

軍需會社の第二回指定は何時頃かといふ御質問が出ると思ひますからそれを申上げて私のお話を一應終ることに致します。第一回は百五十であります。實は私自身軍需會社法の事務を擔任してをる一人であります。どういふ風に行くか判らない作文を書きました。會社の方に來て頂きましたが、どういふ風に巧く行くか判らない、現に指定せられた會社なり、工場がこれで良くなつてをるかどうか判りません。具体的な例を申しますと、指定令書に書いてある工場、事業場で軍需事業以外のことをしてをる、つまり軍需事業もあれば、軍需事業でないものもある、さうすると一つの工場の中にこれだけは徵用の取扱を受けるが、他の方は徵用の取扱を受けない、どういふ風になるか判りません。百五十の軍需會社を指定したのも少し語弊がありますが、軍需省の我々の方も、軍需監理部長閣下以下の監理部もこれは一つの稽古臺であります。會社自身と致しましてもこれは稽古臺であります。法令の適用排除のことでも案外大幅に行はれて堤が切れたやうに壊れて行つては困るといふやうな考へも、軍需省の一部の者は持つてをります。それで軍需會社として一旦規定した以上、又手綱を引締めて行くこともいかぬから暫らく見て居るといふ軍需省の方針であります。さうなると澤山のものを一べんに指定してどこへ行くか判らぬでは困る、軍需監理部が充分に現場を把握して頂きましたこれなら宜しい、第一回はこれ／＼で不備な所があつたからこれを直してくれといふやうな現場から具体的の御意見が参りました。又會社側からもどうもこの點がまづい、こゝは斯うして貰ひたいといふ御希望が出ると思ひます。それが判りましたならば相當澤山の會社が第二回に指定せられると思ひます、それには一月や二月の準備期間が要ります。即ち第一回の生

産責任者の選任が本當に定つて活動に入るのは來月でありますから、それから一月そこらやつて貰つて、其の間に私共が現地の各監理部と御連絡して第二回の指定に付て審議しますと、こゝに二ヶ月そこくの餘裕が必要であります。幾ら急ぎましても二ヶ月は掛ると思います。本日御列席の大部の方に對しても第二回の指定は三月の下旬頃になりはせぬかと思ひます。その時は百五十の第一回の指定に對して數倍のものが加へられ、さうして又數ヶ月経つて第三回目といふ風に關係各省と歩調を揃へてドシ／＼やつて行く積りであります。それで行く／＼は本日御列席の各會社は軍需會社に指定されるものと大体お考へになつて差支ないと思ひます。但しそれは軍需會社法施行令第一條の軍需事業の中に入つたものだけであります。只第一條の七に主務大臣が特に指定するものとありますから、その幅が少し廣くなります、が併しこれはさう澤山ありませんから、一から六にも當嵌るものは逐次指定せられて行くと思ひますが、追つて指定せられることを豫期せられまして充分御準備をお願ひしたいと思ひます。準備はどうして行くかといふことをよくお質ねを受けますが、之等に付きましては軍需監理部からいろ／＼お示しがあるだらうと思ひますから私の説明には省略致します。

では御質問の時間に大分喰込んでお話し致しましたが、どれだけ残りましたか知れませんが主催者側からお與へ下さいました時間の範圍に於て御質問があればお答することに致しまして私の解説を終ることに致します。

昭和十九年三月十五日印刷

名古屋市中區大池町四丁目一番地
愛知縣商工經濟會 内

編輯人 奥 野 平

印刷人 高 橋 通 平

名古屋市榮區南吳服町二丁目二十一番地

印 刷 所 高 橋 成 弘 社

名古屋市中區大池町四丁目一番地

發行所 愛知縣商工經濟會

電話代表 中(3)一一八一一番

振替口座名古屋五〇〇〇〇番

445
75

終

